

平成 30 年度 神戸市地域防災計画 修正（案） 新旧対照表

	冊子	項目	章	頁	H29 記載内容	H30 修正案	修正理由	修正局室区														
神戸市地域防災計画	共通編	予防計画	第 6 章 避難計画 6-5 河川の浸水想定区域等における避難計画	155	6-5 河川の浸水想定区域等における避難計画 3. 要配慮者の利用する施設の把握 保健福祉局およびこども家庭局は、災害時の要配慮者の円滑かつ迅速な避難を確保するため、平時より河川の浸水想定区域に含まれる要配慮者利用施設の名称および所在地を把握しておく。(防災 DB 風応急資料 5-4-1)	6-5 河川の浸水想定区域等における避難計画 3. 要配慮者の利用する施設の把握 保健福祉局、こども家庭局および教育委員会事務局は、災害時の要配慮者の円滑かつ迅速な避難を確保するため、平時より河川の浸水想定区域に含まれる要配慮者利用施設の名称および所在地を把握しておく。(防災 DB 風応急資料 5-4-1)	水防法等の改正に伴う要配慮者利用施設の避難確保計画等の義務化に係る修正	教育委員会														
神戸市地域防災計画	風水害対策編	応急対応計画	第 1 章 警戒態勢及び防災活動計画	2	<table border="1"> <thead> <tr> <th>実施担当部</th> <th>担当業務</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>こども家庭部</td> <td>・河川の浸水想定区域内及び土砂災害警戒区域内にある特に防災上の配慮を有する者が利用する施設への情報伝達に関すること</td> </tr> <tr> <td></td> <td></td> </tr> <tr> <td></td> <td></td> </tr> </tbody> </table>	実施担当部	担当業務	こども家庭部	・河川の浸水想定区域内及び土砂災害警戒区域内にある特に防災上の配慮を有する者が利用する施設への情報伝達に関すること					<table border="1"> <thead> <tr> <th>実施担当部</th> <th>担当業務</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>こども家庭部</td> <td>・河川の浸水想定区域内及び土砂災害警戒区域内にある特に防災上の配慮を有する者が利用する施設への情報伝達に関すること</td> </tr> <tr> <td>学 校 部</td> <td>・河川の浸水想定区域内及び土砂災害警戒区域内にある特に防災上の配慮を有する者が利用する施設への情報伝達に関すること</td> </tr> </tbody> </table>	実施担当部	担当業務	こども家庭部	・河川の浸水想定区域内及び土砂災害警戒区域内にある特に防災上の配慮を有する者が利用する施設への情報伝達に関すること	学 校 部	・河川の浸水想定区域内及び土砂災害警戒区域内にある特に防災上の配慮を有する者が利用する施設への情報伝達に関すること	水防法等の改正に伴う要配慮者利用施設の避難確保計画等の義務化に係る修正	教育委員会
実施担当部	担当業務																					
こども家庭部	・河川の浸水想定区域内及び土砂災害警戒区域内にある特に防災上の配慮を有する者が利用する施設への情報伝達に関すること																					
実施担当部	担当業務																					
こども家庭部	・河川の浸水想定区域内及び土砂災害警戒区域内にある特に防災上の配慮を有する者が利用する施設への情報伝達に関すること																					
学 校 部	・河川の浸水想定区域内及び土砂災害警戒区域内にある特に防災上の配慮を有する者が利用する施設への情報伝達に関すること																					
神戸市地域防災計画	防災データベース	応急対応計画	資料 5-3-2 土砂災害警戒区域内社会福祉施設等一覧	259 ～ 262	資料 5-3-2 土砂災害警戒区域内社会福祉施設等一覧 土砂災害警戒区域内要配慮者利用施設一覧 (表省略)	資料 5-3-2 土砂災害警戒区域内社会福祉施設等一覧 土砂災害警戒区域内要配慮者利用施設一覧 神戸市立山田幼稚園等 88 学校園を新たに計画に規定する等、所要の修正を行った。	水防法等の改正に伴う要配慮者利用施設の避難確保計画等の義務化に係る修正	保健福祉局 こども家庭局 教育委員会 建設局														
神戸市地域防災計画	防災データベース	応急対応計画	資料 5-4-1 河川浸水想定区域内要配慮者利用施設一覧	263 264	資料 5-4-1 河川浸水想定区域内要配慮者利用施設一覧 河川浸水想定区域内要配慮者利用施設一覧 (表省略)	資料 5-4-1 河川浸水想定区域内要配慮者利用施設一覧 河川浸水想定区域内要配慮者利用施設一覧 神戸市立遊喜幼稚等 15 学校園を新たに計画に規定する等、所要の修正を行った。	水防法等の改正に伴う要配慮者利用施設の避難確保計画等の義務化に係る修正	保健福祉局 こども家庭局 教育委員会 建設局														

※表中の頁数は、平成 29 年度神戸市地域防災計画のもの。